

生徒の心得

「1」 校内生活

1 授業について

- (1) 17:40までに登校する。
- (2) 登校後は授業終了まで外出できない。やむを得ず外出する場合は担任または教科担任の許可を得る。
- (3) 指定された座席に着席し、授業始めと終わりには規律ある礼を交わし、節度ある態度で授業を受ける。
- (4) 授業中は携帯電話、スマートフォン等の使用をせず、しまっておく。
- (5) 授業中の飲食は、アメ、ガムを含めて禁止とする。ただし、体調に関わる場合は、教科担任の許可を得て給水すること。

2 欠席・欠課・早退・遅刻・忌引について

- (1) 欠席する場合は必ず保護者から学級担任に連絡する。
- (2) 保健室・トイレは、やむを得ない場合を除いて休み時間中に利用する。
 - ①授業を10分を超えて欠いた場合は1時間の欠課とする。
 - ②授業を欠席すると、勉強が遅れることにつながる。安易に授業を欠席しないように心がける。
- (3) 忌引日数は次のとおりとする。なお、遠方への旅行に要する日数を加える。
 - ア 父母、配偶者、子 7日以内
 - イ 祖父母、兄弟姉妹、孫 3日以内
 - ウ 伯叔父母、曾祖父母、その他同居の親族 1日以内
 - エ 法要（父母、配偶者、子、祖父母、兄弟姉妹、孫に限る） 1日以内
- (4) 次の項目に該当する場合は公欠とし、出席の扱いとする。
 - ア 定通体連、定文連、高野連及びこれに準ずる大会行事への参加や運営への協力
 - イ 進学、就職の受験及びそれに伴う旅行、その他の進路活動で校長が認めた場合
 - ウ 学校の代表として慶弔事に出席する場合
 - エ スクールカウンセラー等との面談及びその他教員との緊急性のある指導、面談等
 - オ 学校行事、生徒会行事等の役割により授業を欠く場合
 - カ 就労生徒について、職場長から要請があり、校長が認めた場合
 - キ その他、外部機関からの要請等により、校長が認めた場合

3 服装・所持品について

- (1) 服装は流行華美に流れず、清潔、端正にするように心掛ける。
- (2) オーバー、マフラー、帽子等は教室内で着用しない。
- (3) 必要のない金品は学校に持参しない。紛失、拾得の場合は直ちに担任に届け出る。

4 履物について

- (1) 履物は各自のロッカーに収納する。
- (2) 指定の上履きを使用し、土足は絶対にしない。
- (3) スリッパ・サンダルは使用しない。やむを得ずスリッパを使用する際は必ず許可を得る。

5 給食について

- (1) 給食は17:35までに食べ終える。
- (2) 食堂では給食以外のものを食べてはならない。

6 清掃について

放課後、当番は教室、廊下その他の分担区を掃除する。

7 校舎校具の使用について

(1) 校内の施設、設備を大切に取り扱い、万一破損した時は直ちに担任または担当教員に申し出る。

なお、補修に際し、弁償を求められる場合がある。

(2) 休日及び放課後など教室、体育館などを使用する場合は校舎使用願を提出し、担当教員の指示を受ける。

(3) 他学年の教室や特別教室等へは用事がない場合は出入りしない。

(4) 運動用具、放送施設を使用する場合は担当教員の指示を受ける。

8 集会・掲示について

(1) クラス会・部の会合などの集会は学校内で行うことを原則とし、届け出て担当教員の指示を受ける。

(2) 学校が一定の場所に掲示したものについては常に注意する。

(3) 生徒会、クラス、部活動等の掲示または印刷物については、届け出て担当教員の指示を受ける。

(4) 学校内で金品を徴収したり、物品を売買してはならない。

9 生徒の身分・諸手続きについて

(1) 生徒が入学(編入・転入含む)したときは14日以内に保証人を定め誓約書を学校長に提出する。

(2) 姓名、住所、保護者、保証人の変更、移動があった場合は速やかに届け出る。

(3) 生徒が休学、退学、転学しようとする場合は担任に届け出て願書を学校長に提出し、許可を受ける。

(4) 就職、進学に必要な卒業証明書、卒業見込証明書、在学証明書が必要な場合は担任に申し出て、証明書交付願を事務に提出する。

「2」校外生活

1 飲酒喫煙について

20歳未満の者はいかなる場合も飲酒喫煙をしてはならない。20歳以上であっても校地内での飲酒喫煙を禁ずる。

2 風俗営業店への出入りについて

未成年者のパチンコ、スナックなど風俗営業店への出入りを禁ずる。また、条例で生徒の入場を禁止している興行物の観覧を禁ずる。

3 外出について

22:00以降の外出を慎む。特に、未成年者についてはやむを得ない理由がある場合を除き23:00から翌朝4:00の間の外出を禁止する。

「3」職場について

1 本校生徒は勤労青少年としての誇りを持ち、職業を通じて地域社会に貢献できるよう心がける。

2 学校、生徒、職場の間には次の各項について連携する。

(1) 勤務先の連絡

(2) 勤務先変更の連絡

(3) 住所録、勤務先一覧の作成

「4」車輛通学規定

第1条 目的

自他の生命尊重の精神を培い、積極的に事故を防止し、交通安全に貢献できる人間の育成を目的としてこの規定を定める。

第2条 運転免許の取得・届出

- 1 四輪車・自動二輪・原付自転車の運転免許をこれから取得する生徒は事前に担任に免許取得届を提出すること。（書式1）
- 2 運転免許をすでに所持している生徒は免許取得届を提出すること。（書式1）
- 3 任意保険に必ず加入すること。

第3条 車輛通学

車輛通学とは、四輪車・自動二輪・原付自転車を運転して通学することをいう。

第4条 許可願

車輛通学を希望する生徒は、別に定める書式を提出し許可を得なければならない。

第5条 許可の条件

- 1 公的な交通機関を利用して、通学・通勤することが困難と認められる場合。（書式2）
- 2 雇用主から別に定める書式の提出がある場合。（書式3）

第6条 遵守事項

- 1 道路交通法及び交通道德を守り、運転マナーの向上に努める。
- 2 車輛の始業点検を必ず行う。
- 3 校地内では安全を確認するとともに徐行を励行し、所定の位置に整然と駐車する。
- 4 登校後の駐車場への出入りや、車輛の使用は原則として認められない。
- 5 車輛の改造や不必要な装飾をしない。
- 6 車輛の貸借はしない。
- 7 通学のときは通常使用する道路を通る。
- 8 冬期間の路面凍結以降における自動二輪及び原付自転車での通学はしない。
- 9 四輪車・自動二輪による通学者は他人を同乗させない。
- 10 運転免許証を常に携帯する。
- 11 車輛の使用を必要最小限度にとどめる。
- 12 運転免許取得者は学校で行う交通安全教室に必ず出席する。

第7条 交通違反及び事故の届出

交通違反及び交通事故を起こしたり被害を受けた場合は、速やかに届出る。

第8条 車輛送迎

事故等による損害賠償等の理由から送迎について本校生を同乗させて通学しないこと。車輛送迎については保護者・近親者によるものとする。

第9条 懲戒

本規定に違反した場合は安全教育の立場から車輛による通学を禁じ、懲戒処分の対象となる。

「5」事務室関係

1 学校諸費について

納入期限及び納入方法

毎月15日（4月分は4月25日、2月分と3月分は2月25日）に各自口座振替を申し込んだ口座からの引き落としとする。（土・日・祝日等で金融機関が休みの場合はその翌営業日）

2 証明書発行等について

（1）申込方法 窓口用紙を備えてあるので黒のボールペンで記入する。

（2）交付時間 翌日以降とする。

（3）通学証明 JRは通学証明書の交付を受けて購入する。

会社バスは窓口の申込に記入の上交付を受けて購入する。

3 その他 不明の点は窓口でたずねること。

「6」北海道帯広柏葉高等学校定時制対外活動参加規程

第1条 生徒の授業と特別活動との均衡をはかり真の教育の実をあげるため、この規程を定める。

第2条 この規程の適用範囲は北海道帯広柏葉高等学校定時制に在籍する全生徒とする。

第3条 この規程において対外活動の対象は、次の場合とする。

1 定通体連・定文連主催の競技会・発表会など。

2 国体。

3 1項に準ずる諸団体主催の競技会・発表会・見学・視察等。

4 管内定時制高校間における練習試合・招待試合又はこれに準ずる発表会等。

第4条 前条に規定する諸活動への参加は当該部・同好会顧問が起案し、校長の許可を得たものに限る。

第5条 第3条に該当する大会等に参加する生徒は次の各項に該当しないことを条件とする。

1 学業成績

平常の成績が不良で、職員会議で審議を要すると認められたもの。

2 行動

（1）停学中のもの。

（2）平常の行動面で問題をもち、職員会議で審議を要すると認められるもの。

3 出席状況

出席率不良で、職員会議で審議を要すると認められるもの。

4 身体状況

医師の健康診断の結果、不可とされたもの。

5 休学中のもの。

第6条 第3条の諸活動に参加する時は原則として、部又は同好会顧問の引率を必要とする。

第7条 対外活動に要する旅費は旅費規定による。

第8条 第3条の諸活動に参加する際は、練習その他必要に応じ公欠を認めることができる。ただし、参加前1週間の8時限を原則とする。

附則

1 この規定によらない事項については職員会議において審議する。

2 この規定は令和4年3月25日一部改正。令和4年4月1日より施行する。

3 この規定は令和7年4月4日一部改正。令和7年4月8日より施行する。